

労働安全衛生規則抜萃 解釈例規

目次

① 型わく支保工関係

- 第 237 条 材料
- 第 238 条 主要な部分の鋼材
- 第 240 条 組立図
- 第 241 条 許容応力の値
- 第 242 条 型わく支保工についての措置等
- 第 243 条 段状の型わく支保工
- 第 244 条 コンクリート打設の作業

② 墜落災害の防止、足場等関係

- 第 518 条 作業床の設置等
- 第 521 条 安全帯等の取付設備等
- 第 524 条 スレート等の屋根上の危険の防止
- 第 526 条 昇降するための設備の設置等
- 第 527 条 移動はしご
- 第 540 条 通路
- 第 559 条 材料等
- 第 560 条 鋼管足場に使用する鋼管等
- 第 562 条 最大積載荷重
- 第 563 条 作業床
- 第 564 条 足場の組立て等の作業
- 第 566 条 足場の組立等作業主任者の職務
- 第 567 条 点検
- 第 570 条 鋼管足場
- 第 571 条 鋼管規格に適合する鋼管足場
- 第 572 条 鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場
- 第 573 条 鋼管の強度の識別
- 第 574 条 吊足場

※第 569 条は丸太足場の為、省略した

③ 作業構台関係

- 第 575 条の 2 材料等
- 第 575 条の 3 構造
- 第 575 条の 6 作業構台についての措置
- 第 575 条の 7 作業構台の組立等の作業
- 第 575 条の 8 点検

●用語解説

「発基」 = 労働大臣名又は次官名で発するもので、労働基準局関係の通達。

「基発」 = 労働基準局長名で発する通達。

「基収」 = 労働基準局長が疑義に答えて発する通達。

「安発」 = 安全衛生部長名で発する通達。

① 型わく支保工関係

(材料)

第 237 条 【解釈例規】

型わく支保工用パイプサポートの規制：旧規則第 107 条の 3 に規定されていた型わく支保工に使用するパイプサポートの構造基準については、法第 42 条に基づき、構造規格を備えないパイプサポートの譲渡、貸与および設置が規制されるとともに、新規則の第 27 条により事業者に対しその保持業務が定められたもので、本章においてあらためて規制しないこととしたものであること。(昭 47.9.18 基発 601 の 1)

(主要な部分の鋼材)

第 238 条 【解釈例規】

はりの支持物：はりの支持物とは、はりを支持するため、あらかじめ壁、橋脚等に埋め込んだ I 形鋼等の部材をいう趣旨であること。

なお、はりの支持物には古いレールを使用しないように指導すること。(昭 38.6.3 基発 635)

主要な部分：主要な部分には差込み継手、金具、パイプサポートの調節ねじ等は含まれない趣旨であること。(昭 38.6.3 基発 635)

(組立図)

第 240 条 【解釈例規】

組立図：第 1 項の「組立図」は、たとえばビル建築工事において、1 つの階全部について、型わく支保工の構造および使用材料を同一または近似のものとする場合には、当該階の一部についての組立図をもって当該階全部についての組立図とみなして差しつかえないこと。

同様に、B 階の型わく支保工の構造および使用材料 A 階のものと同一または近似のものとする場合にも、A 階についての組立図をもって B 階についての組立図とみなして指し支えないこと。(昭 38.6.3 基発 635)

組み合わせられた構造のものでないとき：第 3 項第 1 号の「組み合わせられた構造のものでないとき」とは、たとえば、鋼管、形鋼丸太等の柱につなぎ、筋かい等を設け、その交さ部を鋼線、緊結金具等で繋結した構造のものである場合をいうこと。従って、たとえばパイプサポートのような構造のものにより、または鋼管枠、ラチス梁等のように鋼材を溶接若しくは鉛接により門形式、梯子形状、トラス形状等の形状に製作したものにより構成されている場合は、同項第 2 号の「組み合わせられた構造のものであるとき」に該当すること。(昭 38.6.3 基発 635)

型わく支保工が支える物：第 3 項第 1 号の「型わく支保工が支える物」とは、コンクリート、鉄筋、型わく、大引き、支保工の自重等をいう趣旨であること。(昭和 38.6.3 基発 635)

150キログラム：第 3 項第 1 号における「150 キログラム」は、コンクリートの打設の作業を行う場合のカート足場、猫車、作業者等の重量を考慮したものであるが、この数値はあくまで最低基準としての数値であるから、それぞれの現場においては、コンクリートの打設の方法、型わく支保工の形状等に適応する数値を用いるように指導すること。(昭 38.6.3 基発 635)

支柱等に生ずる応力：第 3 項第 1 号の「支柱等に生ずる応力」のうち、梁に生ずる、曲げ応力の値は、当該梁が単純梁でない場合においても、単純梁として算出して差し支えないこと。

(昭 38.6.3 基発 635)

製造した者の指定する最大使用荷重：第 3 項第 2 号の「製造した者の指定する最大使用荷重」が不明である場合には、原則として支柱、梁等として使用しないように指導すること。

ただし、実際の使用状態に近い条件のもとで支持力試験を行い、その結果に基づいて安全率を 2 以上として使用する場合には、差し支えのないものとする。(昭和 38.6.3 基発 635)

(許容応力の値)

第 241 条 【解釈例規】

支柱が水平方向の変位を拘束されているとき：第 3 号および第 5 号の「支柱が水平方向の変位を拘束されているとき」とは、通常、つなぎを設けてその両端を壁、橋脚等に固定している場合、つなぎを設けてさらに筋違を入れている場合等をいうこと。
なお、これらの場合当該つなぎは、支柱、筋かい等に緊結されていなければならないことはいうまでもないこと。(昭 38.6.3 基発 635)

拘束点：第 3 号および第 5 号の「拘束点」とは、支柱が水平方向の変位を拘束されている場合における支柱とつなぎとの交さ部をいう。

なお、大引きが水平変位を生じない構造のものである場合には、当該大引きと支柱との取付部も本号の拘束点とみなして差し支えないこと。(昭 38.6.3 基発 635)

(型わく支保工についての措置等)

第 242 条 【解釈例規】

コンクリートの打設：第 1 号の「コンクリートの打設」とはコンクリートにより仮基礎を設けることをいう。(昭 38.6.3 基発 635)
くいの打込み等：第 1 号の「くいの打込み等」の「等」には、ローラによる地盤の転圧、栗石を敷込んでつき固めること等が含まれること。(昭 38.6.3 基発 635)

第 3 号の趣旨：第 3 号は、重ね合わせ継手を禁止する趣旨であること。(昭 38.6.3 基発 635)

第 4 号趣旨：第 4 号は、鋼線、繊維ロープ等による緊結を禁止する趣旨であること。

なお、「接続部」が差込み継手による場合には、本号(接続部に限る。)は適用しないこと。(昭 38.6.3 基発 635)

型わくが曲面のものである場合：第 5 号の「型わくが曲面のものである場合」とは、たとえばアーチ状、ドーム状等の屋根のコンクリートの打設に用いる型わくのように、型わくが平面をなしていない場合をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

当該钢管の部分について：第 6 号の「当該钢管の部分について」とは、支柱として、钢管、钢管わく、木材等の異種の材料を混用している場合に、そのうち钢管についてという意味であること。

なお、第 7 号の「当該パイプサポートの部分について」、第 8 号の「当該钢管わくの部分について」、第 9 号の「当該組立て鋼柱の部分について」および第 10 号の「当該木材の部分について」についても、同様に解すること。(昭 38.6.3 基発 635)

水平つなぎの変位を防止すること：第 6 号のイの「水平つなぎの変位を防止すること」とは、第 241 条にいう「支柱が水平方向の変位を拘束されているとき」の措置と同様の措置を講ずることをいう。(昭 38.6.3 基発 635)

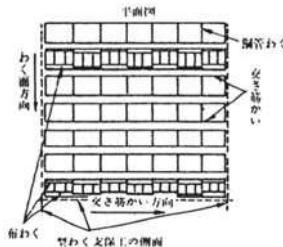
第 6 号口の取扱い：第 6 号口については、梁または大引きが、型わく支保工の組立て作業中またはコンクリートの打設の作業中に滑動し、または脱落するおそれがない場合には、端板を当該梁または大引きに固定しなくとも差し支えないものとして取り扱うこと。(昭 38.6.3 基発 635)

専用の金具：第 7 号の「専用の金具」には、差込み継手金具が含まれること。(昭 38.6.3 基発 635)

钢管わく：第 8 号の「钢管わく」とは、钢管を主材として、あらかじめ溶接により門形状、梯子形状等一定の形状に製作されたわくをいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

交さ筋かい：第 8 号イの「交さ筋かい」とは、向き合った钢管わく相互を連結するため、钢管、形鋼等を钢管わく内に X 字形に取り付けたものをいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

型わく支保工の側面：第 8 号口の「型わく支保工の側面」とは、図に点線で示すように、交さ筋かい方向およびわく面方向のそれぞれの端面をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)



布枠：第 8 号ハの「布枠」とは、钢管、形鋼等を主材としてあらかじめ溶接により一定の形状に製作された枠であって、型枠支保工の安定性を高めるため、交さ筋かい方向に钢管枠間に水平にかけ渡して用いるものをいうこと。

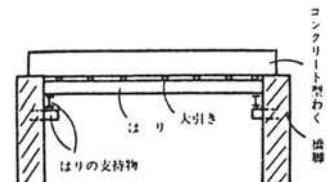
なお、口に定める交さ筋かい方向の水平つなぎは、布枠を設けた層については設ける必要がないものとして取り扱うこと。なおまた、この規定は最低基準のものであるから、布枠は、荷重、地盤等の諸条件を考慮の上できるだけ密に設け、钢管枠の層の数が 10 をこえる場合には、5 層以内の層ごとに当該層の全面にわたり設けるように指導すること。(昭 38.6.3 基発 635)

組立て鋼柱：第 9 号の「組立て鋼柱」とは、钢管、形鋼等を主材として、あらかじめ一定の形に製作され、現場で次図のように繋ぎ足して支柱として用いるものをいうこと。

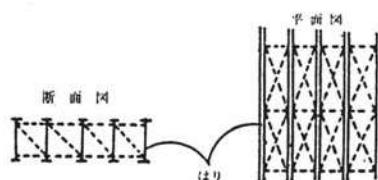


添え物：第 10 号口の「添え物」とは、継手部を補強し、かつ、継ぎやすくするために、継手部の側面にあてる丸太、木の板、鋼板等をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

はりで構成するもの：第 11 号の「はりで構成するもの」とは、次図のように大引きまたは根太の下方に I 形鋼、トラス等を橋桁状に並べてかけ渡し、中間に支柱を、全く設けないかまたはわずかしか設けない型式のものをいうこと。



つなぎ：第 11 号の口「つなぎ」とは、次図に点線で示す部材のように、向き合った梁相互間を連結する部材をいうこと。



なお、梁の丈が低く、かつ上部の大引きまたは根太がつなぎの代わりをするものと認められる場合には、つなぎを必ずしも設ける必要はないものとして取り扱うこと。(昭 38.6.3 基発 635)

水平つなぎの使用 : [問] 第 8 号のハの「…に布わくを設けること。」とあるが、布わくを使用することが困難な場合には、布わくのかわりに水平つなぎを使用することは認められるか。

[答] 水平の斜めつなぎを入れる場合には差し支えない。(昭 43.9.16 基収 3523)

第11号イの趣旨について : [問] 第 11 号のイの規定は、はりの滑動および脱落のおそれがない場合でも、はりの両端を支持物に固定しなければならない趣旨か。

[答] 滑動および脱落のおそれがない限り、必ずしも固定する必要はない。(昭 43.9.16 基収 3523)

(段状の型わく支保工)

第 243 条 【解釈例規】

型わくの形状によりやむを得ない場合 : 第 1 号の「型わくの形状によりやむを得ない場合」とは、たとえば型わくがアーチ状、ドーム状等をなしており、敷板、敷角等が一段では型わくの支持が困難であるような場合をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

敷板、敷角等を緊結すること : 第 2 号の「敷板、敷角等を緊結すること」とは、敷板、敷角等をその長手方向に確実に連結することをいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

支柱の固定 : 第 3 号については、敷板、敷角等をはさんだ上下の支柱の軸線をなるべく一致させて固定するように措置すること。(昭 38.6.3 基発 635)

(コンクリーの打設の作業)

第 244 条 【解釈例規】

当該作業に係る型わくの支保工 : 第 1 号の「当該作業に係る型わく支保工」とは、当該作業を行なうことにより荷重が加わる型わく支保工をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

作業中止のための措置 : 「異状が認められた際における作業中止のための措置」とは、異状を発見した者がコンクリートの打設の作業を行なっている者に対して、直ちに作業中止のための連絡をすることができるような措置をいうこと。(昭 38.6.3 基発 635)

② 墜落災害の防止、足場等関係

(作業床の設置等)

第 518 条 【解釈例規】

労働者に安全帯を使用させる等の「等」 : 「労働者に安全帯を使用させる等」の「等」には、荷の上の作業等であって、労働者に安全帯を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれること。(昭 43.3.14 安発 100、昭 60.7.21 基発 415)

作業床の端、開口部等 : 第 1 項の「作業床の端、開口部等」には、物品揚卸口、ピット、たて坑又はおおむね 40 度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船舶のハッチ等が含まれること。(昭 44.2.5 基発 59)

作業床を設ける : 本条は、従来の足場設置義務を作業床の設置義務に改めたものであり、「足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける」には、配管、機械設備等の上に作業床を設けること等が含まれるものであること。(昭 47.9.18 基発 601 の 1)

(安全帯等の取付設備等)

第 521 条 【解釈例規】

安全帯を取り付けるための設備等の「等」 : 「安全帯を

安全に取り付けるための設備等」の「等」には、はり、柱等がすでに設けられており、これらに安全帶等を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

(昭 43.6.14 安発 100、昭 50.7.21 基発 415)

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第 524 条 【解釈例規】

木毛板等の「等」 : 「木毛板等」の「等」には塩化ビニール板等であって労働者が踏み抜くおそれがある材料が含まれること。

(昭 43.6.14 安発 100)

野地板等がある場合 : スレート、木毛板等ぜい弱な材料でふかれた屋根であっても、当該材料の下に野地板、間隔が 30 センチメートル以下の母屋等が設けられており、労働者が踏み抜きによる危害を受けるおそれがない場合には、本条を適用しないこと。

(昭 43.6.14 安発 100)

防網を張る等の「等」 : 「防網を張る等」の「等」には、労働者に命綱を使用させる等の措置が含まれること。

(昇降するための設置の設置等)

第 526 条 【解釈例規】

安全に昇降するための設置等の「等」 : 「安全に昇降するための設備等」の「等」には、エレベーター、階段等がすでに設けられており労働者が容易にこれらの設備を利用し得る場合が含まれること。(昭 43.6.14 安発 100)

作業の性質上著しく困難な場合 : 「作業の性質上著しく困難な場合」には、立木等を昇降する場合があること。なお、この場合、労働者に当該立木等を安全に昇降するための用具を使用せなければならぬことは、いうまでもないこと。(昭 43.6.14 安発 100)

(移動はしご)

第 527 条 【解釈例規】

転位を防止するために必要な措置 : 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれること。

(昭 43.6.14 安発 100)

継いで用いる場合の措置 : 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によるよう指導すること。

イ 全体の長さは 9 メートル以下とすること。

ロ 繼手が重合せ継手のときは、接続部において 1.5 メートル以上重ね合わせて 2 箇所以上において堅固に固定すること。

ハ 繼手が突合せ継手のときは 1.5 メートル以上の添木を用いて 4 箇所以上において堅固に固定すること。(昭 43.6.14 安発 100)

踏み棧 : 移動はしごの踏み棧は、25 センチメートル以上 35 センチメートル以下の間隔で、かつ、等間隔に設けられていることがのぞましいこと。(昭 43.6.14 安発 100)

(物体の飛来による危険の防止)

第 538 条 【解釈例規】

飛来防止の設備 : 飛来防止の設備は、物体の飛来自体を防ぐべき装置を設けることを第一とし、この予防装置を設け難い場合、もしくはこの予防装置を設けてもなお危害のおそれのある場合に、保護具を使用せしめること。(昭 23.5.11 基発 737、昭 33.2.13 基発 90)

(通路)

第 540 条 【解釈例規】

通路 : 通路とは、当該場所において作業をなす労働者以外の労働者も通行する場合をいうこと。(昭 23.5.11 基発 736)

(材料等)

第559条【解釈例規】

足場：足場とは、いわゆる本足場、一側足場、つり足場、張出し足場、脚立足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鉄打、部材の取りつけ又は取はずし等の作業において、労働者を作業箇所に接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬又は集積を主目的として設けるさん橋又はステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない趣旨であること。(昭 34.2.18 基発 101)

繊維の傾斜：第2項の「繊維の傾斜」とは、いわゆる木目又は木理の傾斜をいうものであること。(昭 34.2.18 基発 101)

木皮を取り除くこと：第2項において、木皮を取り除くこととしたのは、木材の割れ、虫食等の欠点を容易に発見することを目的にしたものであって、丸太の末口部、角材の丸身部等に木皮が残っているものがあつても、耐久上影響のない部分であれば差し支えない趣旨であること。(昭 34.2.18 基発 101)

(鋼管足場に使用する钢管等)

第 560 条【解釈例規】

日本工業規格 A8951(钢管足場)に定める钢管の規格に適合するもの：第1項の「日本工業規格 A8951(钢管足場)に定める钢管の規格」に適合するものとは、次に掲げるものをいうものであること。

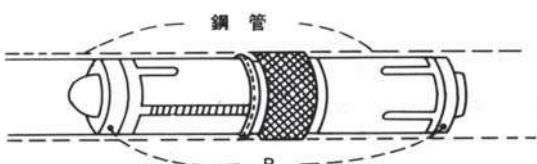
- (1) 单管足場用钢管にあつては、「日本工業規格 A8951(钢管足場)」中 2・2 「钢管」、2・4・1 「钢管」及び 2・4・2 「钢管のメッキ」に規定されている事項に適合する钢管 (昭 34.2.18 基発 101)
- (2) わく組足場用钢管にあつては、「日本工業規格 A8951(钢管足場)」中 3・2 「钢管」に規定されている事項に適合する钢管 (昭 34.2.18 基発 101)

肉厚及び外径の寸法：第1項第2号の肉厚及び外径の寸法は、実測によるものであること。(昭 34.2.18 基発 101)

日本工業規格 A8951(钢管足場)に定める附属金具の規格に適合するもの：第2項の「日本工業規格 A8951(钢管足場)に定める附属金具の規格」に適合するものとは、次に掲げるものをいうものであること。

- (1) 单管足場用附属金具にあつては、「日本工業規格 A8951(钢管足場)」中 2・3 「附属金具」及び 2・4・3 「附属金具」に規定されている事項に適合する附属金具
- (2) わく組足場用附属金具にあつては、「日本工業規格 A8951(钢管足場)」中 3・4 「部品の製造」の(3)、3・5・4 「附属金具及び 3・6 「検査」に規定されている事項に適合する附属金具 (昭 34.2.18 基発 101)

衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品：第2項第1号の「衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品」とは、摩擦形継手金具の両端部における部品(次図のP部)のごとき部品をいうものであること。(昭 34.2.18 基発 101)



作業時の最大荷重：第2項第2号及び第3号の「作業時の最大荷重」とは作業時1本の水平材の2支点間にかかる荷重の合計をいうものであること。(昭 34.2.18 基発 10)

(最大積載荷重)

第562条【解釈例規】

作業床の最大積載荷重：(1)第1項の「作業床の最大積載荷重」とは、たとえば本足場における4本の建地で閉まれた一作業床に積載し得る最大荷重をいうものであること。

(2)最大積載荷重は、一作業床に載せ得る作業者数又は材料等の数量で定めてよい趣旨であること。(昭 34.2.18 基発 101)

(作業床)

第563条【解釈例規】

高さ2メートル以上の作業場所：第1項の「足場(一側足場を除く。)における高さ2メートル以上の作業場所」とは、足場の構造上の高さに關係なく、地上又は床上から作業場所までの高さが2メートル以上の場所をいうものであること。

(昭 34.2.18 基発 101)

手すり等の「等」：「手すり等」の「等」には、柵、囲いのほか、わく組足場の筋かい等であつて労働者がその間から墜落するおそれがないものが含まれること。なお、繊維ロープ等可燃性の材料で構成されるものは、支持物が堅固でかつ、ロープ等の長さが短く、労働者がその間から墜落するおそれがない場合を除き、手すり等とは認められないこと。(昭 43.6.14 安発 100)

臨時に手すり等を取りはずした後の措置：ただし書の場合において、作業の必要上臨時に手すり等を取りはずした時は、その必要な期間後直ちにもとの状態に復しておかなければならぬこと。

(昭 43.6.14 安発 100)

鋼製足場においてわく組足場に使用されている筋かい：問 第1項第3号の手すりに関する規定は、鋼製足場についても適用あるものと解されるが、その場合わく組足場に使用されている筋かいを手すり等とみなしてよいか。

答 貴見のとおり。(昭 43.9.16 基収 3523)

布枠のコロバシ材：問 第1項第4号及び第5号の運用については、布枠のコロバシ材を支持物として考えてよいか。

答 貴見のとおり。(昭 43.9.16 基収 3523)

作業に応じて移動させる場合：第2項第1号の「作業に応じて移動させる場合」とは、塗装、鉄打、はつり等の作業で、労働者が足場板を占用し、かつ、作業箇所に応じて、ひん繁に足場板を移動させる場合をいうものであること。(昭 34.2.18 基発 101)

突出部に足を掛けるおそれのない場合：第2項第1号の「突出部に足を掛けるおそれのない場合」とは、突出部が、さく、手すり等の外側にあって、労働者が無意識にも突出部に足を掛けるおそれのない場合をいうものであること。(昭 34.2.18 基発 101)

合板の足場板に関する第1項第1号及び第2項の取扱い：幅が20センチメートル以上、長さが3.6メートル以上で、かつ、重量が15キログラム(幅が20センチメートル、厚さが3.5センチメートル、長さが3.6メートルの松材の足場板の重量)以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合であつて、労働安全衛生規則第563条第2項第1号イからハまでに定める措置を講ずる場合には、同号に該当する場合として取り扱うこと。

(昭 42.2.28 基発 228)

(足場の組立て等の作業)

第564条【解釈例規】

周知の時期等：第1号の労働者に周知させる時期、範囲及び順序は概要で差し支えない趣旨であること。(昭 34.2.18 基発 100)

強風等の悪天候：第3号の「強風、大雨、大雪等の悪天候のためには、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となつた場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報又は気象警報が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。(昭 34.2.18 基発 101)

墜落防止措置：第4号は、労働者が建地又は布をつたわって、昇降又は移動する場合には適用しない趣旨であること。

(昭34.2.18基発101)

つり綱及びつり袋：第5号の「つり綱」及び「つり袋」は、特に上げ及び下しのためにつくられた特定のものに限る趣旨ではないこと。(昭34.2.18基発101)

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第566条 【解釈例規】

命綱〔現行＝安全帯等〕の機能の点検：第2号の「命綱〔現行＝安全帯等〕の機能の点検」とは、綱の損傷の有無、綱の径及び長さの適否、バンド付のものにあっては綱とバンドとの取付部の状態及び取付金具類の損傷の有無等についての点検をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

(点検)

第567条 【解釈例規】

強風：強風とは、10分間の平均風速が毎秒10メートル以上の風をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

大雨：大雨とは、一回の降雨量が50ミリメートル以上の降雨をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

大雪：大雪とは、1回の降雪量が25センチメートル以上の降雪をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

中震以上の地震：中震以上の地震とは、震度階級4以上の地震をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

(鋼管足場)

第570条 【解釈例規】

敷板、敷角等：第1号の「敷板、敷角等」とは、数本の建地又はわく組の脚部にわたり、ベース金具と地盤等との間に敷く長い板、角材等をいい、根がらみ皿板との効果を兼ねたものをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

脚輪を取り付けた移動式足場：第2号の「脚輪を取り付けた移動式足場」とは、単管足場又はわく組足場の脚部に車を取り付けたもので、工事の終了後は解体するものをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

適合した附属金具：第3号の「適合した附属金具」とは、第560条第2項に定める性能を有するもので、使用箇所に応じて、これに適合した形式及び寸法の金具をいうものであること。

(昭34.2.18基発101)

第6号の趣旨：第6号は、足場と電路とが接触して、足場に電流が通ずることを防止することとしたものであって、足場上の労働者が架空電路に接触することによる感電防止の措置については、第349条の規定によるものであること。

(昭34.2.18基発101)

架空電路：第6号の「架空電路」とは、送電線、配電線等空中に架設された電線のみでなく、これらに接続している変圧器、遮断器等の電気機器類の露出充電部をも含めたものをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

「電路に接近」及び「電路を移設」の意義：第6号の「架空電路に接近する」とは、電路と足場との距離が上下左右いずれの方向においても、電路の電圧に対して、それぞれ次表の離隔距離以内にある場合をいうものであること。従って、同号の「電路を移設」とは、この離隔距離以上に離すことをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

電路の電圧	離隔距離
特別高圧 7,000ボルト以上	2メートル。ただし、60,000ボルト以上は10,000ボルト又はその端数を増すごとに20センチメートル増し。
高圧 300ボルト以上 7,000ボルト未満	1.2メートル
低圧 300ボルト未満	1メートル

送電を中止している電路等：送電を中止している架空電路、絶縁の完全な電線若しくは、電気機器又は電圧の低い電路は、接触通電のおそれが少ないものであるが、万一の場合を考慮して接触防止の措置を講ずるよう指導すること。(昭34.2.18基発101)

絶縁用防護具：第1項第6号の「絶縁用防護具」とは、第349条に規定するものと同じものであること。(昭44.2.5基発59)

第1項第6号の装着する等の等：第1項第6号の「装着する等」の「等」には、架空電路と鋼管との接触を防止するための囲いを設けることのほか、足場側に防護壁を設けること等が含まれるものであること。(昭44.2.5基発59)

壁つなぎの強度：問 第1項第5号の壁つなぎについては、どの程度の強度を考えればよいか、ご教示願いたい。

答 一箇所あたりおおむね500kg以上の強度を有することが望ましい。(昭43.9.16基発3523)

（钢管規格に適合する钢管足場）

第571条 【解釈例規】

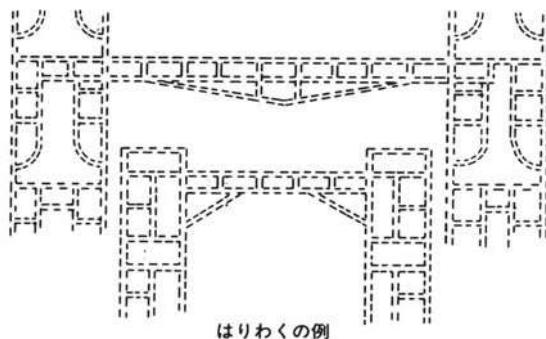
単管足場：単管足場とは、現場で钢管を繋手金具及び緊結金具を使用して丸太足場と類似の構造に組む足場をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

わく組足場：わく組足場とは、あらかじめ钢管を主材として一定の形に製作したわくを、現場において特殊な附属金具や附属品を使用して組立てる足場をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

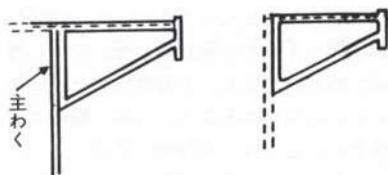
けた行方向・はり間方向：第1号の「けた行方向」とは、足場の布を取り付けた方向をいい、同号の「はり間方向」とは、腕木を取り付けた方向をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

建地間の積載荷重：第4号の「建地間の積載荷重」とは、相隣れる4本の建地で囲まれた一作業床に積載し得る荷重をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

五層以内：第5号の「五層以内」とは、作業床の有無に関係なく、垂直方向に繰りだわく1段を一層とし、5段以内をいうものであること。(昭34.2.18基発101)



はりわく：第6号の「はりわく」とは、前図のごとく別個に組み上げたわく組間に、はりとして使用する部品をいうものであること。(昭34.2.18基発101)



持送りわくの例

持送りわく：第6号の「持送りわく」とは、上図のごとくわく組の側方に張り出した作業床を支持するために使用する部品をいうものであること。(昭34.2.18揮発101)

重量物の積載を伴う作業：第7号の「重量物の積載を行う作業」とは、石材、コンクリートブロック等の取り付け、組積等の作業のごとく、一時的に、比重の大きな材料を足場上の作業箇所の近くに積載する作業をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

多層の場合各層の最大積載荷重：問 第1項第4号の規定については、多層の場合でも、各層ごとに400kgの荷重を積載できるものとして解してよいか。

答 本条第1項第4号は、鋼管規格に適合する鋼管を使用して構成された足場について、その布、腕木等の水平材の破壊を防止するため、建地間の一層の1スパンに積載し得る最大の荷重について規定したものである。

しかし、作業床の最大積載荷重は第562条の2の規定により足場の構造及び材料に応じて定められるべきものであり、通常の足場の場合には、建地鋼管1本あたりの荷重は700kgを限度とすることが望ましいので、足場の自重等を勘案すれば、作業床の三層以上にわたってそれぞれ400kgの荷重を積載することは適当ではない。(昭43.9.16基収3523)

第1項第5号にかかる疑義について：問 第1項第5号については、布枠を水平材とみなしてよいか。

答 貴見のとおり。(昭43.9.16基収3523)

第1項第5号の解釈について：問1 本号にいう「水平材を設けること」の趣旨は、昭和43年9月16日付基収第3523号通りにより、水平材を設けることのかわりに、布枠を設けてもよいこととされていますが、今日では、布枠を使用するかわりに板つき布枠（「鋼板布枠」という。）を使用する場合が多くなっています。本会におきましても昭和46年5月より「鋼板布枠」について認定基準を定め、これに則って製品の認定を実施しているところであります。

つきましては、同通ちようにいう「布枠」のなかに「鋼板布枠」を含め解してよろしいか。

問2 本号の解釈にあたり、前記1によることができるとした場合、「布枠」と「鋼板布枠」とを比較すると構造上若干の相違（別表参照）がありますので、次のいずれによるべきか重ねてお伺いします。

(1) 枠組足場の最上層部及び五層以内ごとに水平材を設けることの趣旨は、枠組足場が水平方向の荷重に対し、十分耐えるものでなければならないと考えられます。

したがって、「布枠」又は「鋼板布枠」のいずれであっても十分な強度を有し、かつ、つかみ金具のロック部が4カ所で確実に固定されるものでないと水平材とみなすことができないと解してよろしいか。

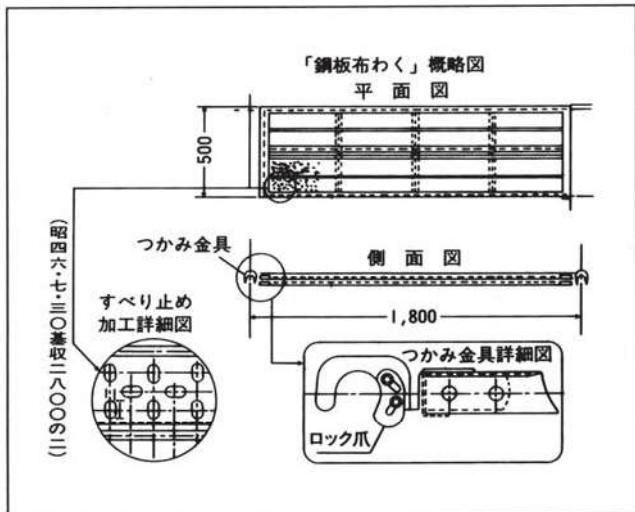
(2) 従来の「布枠」については、つかみ金具のロック部が2カ所（対角線上）と4カ所（4隅部）の2種類ありますが、2カ所のものにあっても、本号にいう水平材とみなしてよろしいか。

別表（布枠と鋼製布枠との比較）

構造及び性能 種類	構造			性能 kg/cm ²		
	主な材料	つかみ金具のロックの数	形状	曲げ強度	ロックの強度	つかみ金具の強度
布枠	パイプ	2~4	はしごタイプ	平均値 500 以上	平均値 330 以上	平均値 2000 以上
鋼板布枠	鋼板 又は C型鋼	4	鋼板 タイプ	平均値 500 以上	平均値 330 以上	平均値 2000 以上

答1 設問1については、昭和43年9月16日付け基収第3523号通りにいう「布枠」には、「鋼製布枠」を含むものと解すること。

2 設問2については、「布枠」は、水平力を十分に伝達できるように、4カ所以上で、ロックつきのつかみ金具等を用いて確実に主枠等に固定されているものに限るものであること。



(鋼管規格に適合する鋼管足場)

第572条 【解釈例規】

単純ぱりとしての計算：「各支点間を単純ぱりとして計算する」とは、足場を実際に組んだ場合に、腕木、布等の水平材について、それぞれの支点間を独立したはりと考え、支点の固定条件及び支点外の部分の影響を無視して、単に二つの支点上に材を載せたものとして計算することをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

(鋼管の強度の識別)

第573条 【解釈例規】

外径及び肉厚が近似している鋼管：外径及び肉厚が近似している鋼管とは、それぞれの鋼管の寸法差が見較べたのみでは容易に識別できないものをいうものであること。(昭34.2.18基発101)

強度が異なるもの：強度が異なるものとは、これを使用して足場を構成した場合に、その構成条件に相違を生ずるごとき強度の異なる鋼管をいい、たとえば、「日本工業規格G3440(構造用炭素鋼钢管)」の第4種と甲と第5種乙との別のごときものを見ものであること。(昭34.2.18基発101)

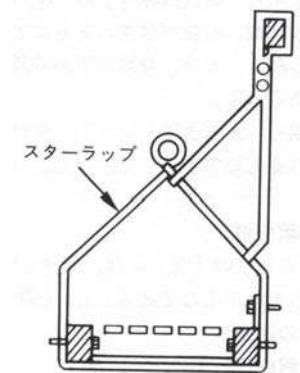
鋼管の混用による危険：鋼管の混用による危険とは、強度の弱いものが強いものと一緒に使用され、強度の不十分な足場が構成されることによる危害をいうものであること。(昭34.2.18基発101)

鋼管の強度の識別：「鋼管の強度を識別する」とは、鋼管の強度が異なるものであることを識別することであって、個々の鋼管の強度の数値を識別することまでをいう趣旨ではないにこと。(昭34.2.18基発101)

(つり足場)

第 574 条 【解釈例規】

スターラップ：第 5 号の「スターラップ」とは、つり足場の作業床を支持する金具であって、通常次図に示すような形状のものということ。(昭 38.6.3 基発 635)

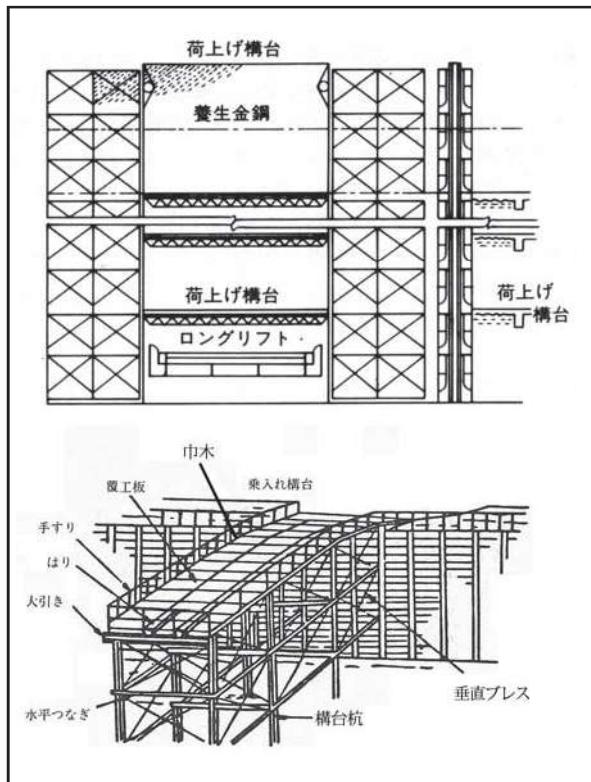


③ 作業構台

(材料等)

第 575 条の 2 【解釈例規】

作業構台：本条の作業構台は、ビル建築工事等において、建築資材等を上部に一時的に集積し、建築物の内部等に取り込むことを目的として設ける荷上げ構台（ステージング）、地下工事期間中に行われる根切り工事等のため、掘削機械、残土搬出用トラック及びコンクリート工事用の生コン車等の設置又は移動を目的として設ける乗入れ構台等があり、次図に示すようなものであること。



建設機械等：第 1 項の「建設機械等」の「等」には、移動式クレーン、変圧器等の機械、設備が含まれるものであること。

高さ：第 1 項の「高さ」とは、地盤面等から最上床面までの高さをいうものであること。

大引き等：第 3 項の「大引き等」の「等」には、水平つなぎ及び筋違いが含まれるものであること。(昭 55.11.25 基発第 648)

(構造)

第 575 条の 3 【解釈例規】

たわみ等：「たわみ等」の「等」には、部材の繋結部の滑動及び支柱の沈下が含まれるものであること。(昭 55.11.25 基発 648)

(作業構台についての措置)

第 575 条の 6 【解釈例規】

地質等：第 1 号の「地質等」の「等」には、地層が含まれるものであること。

敷角等：第 1 号の「敷角等」の「等」には、鋼板及び石材（栗石）が含まれるものであること。

使用する等：第 1 号の「使用する等」の「等」には、コンクリートの打設、杭の打ち込み及び脚部の固定の措置が含まれるものであること。

筋違等：第 2 号の「筋違等」の「等」には、作業床、大引き及び水平つなぎが含まれるものであること。

緊結金具等：第 2 号の「緊結金具等」の「緊結金具」とは、直交クランプ、自在クランプ等のクランプをいい、「等」には、ボルトが含まれるものであること。

作業の性質上手摺等を設けることが著しく困難な場合：第 4 号の「作業の性質上手摺等を設けることが著しく困難な場合」には、作業構台を設置する場所又は作業構台の構造から手摺等を設けることが著しく困難な場合及び取り扱う材料が常態として長尺物あるいは大きいものであるため、手摺等を設けることにより作業が著しく困難となる場合があること。

なお、第 4 号に規定する措置は、立入禁止等の措置を講じたために労働者が作業床の端に立ち入ることがない場合には、講ずる必要がないことは当然であること。(昭 55.11.25 基発 648)

(作業構台の組立て等の作業)

第 575 条の 7 【解釈例規】

第 3 号の「強風、大雨、大雪等のため」並びに第 4 号「吊り綱」及び「吊り袋」の意義は、第 517 条の 3 第 2 号の「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」並びに同条第 4 号の「吊り綱」及び「吊り袋」の意義と同様であること。(昭 55.11.25 基発 648)

(点検)

第 575 条の 8 【解釈例規】

「強風、大雨、大雪」及び「中震以上の地震」の意義は、第 567 条の「強風、大雨、大雪」及び「中震以上の地震」の意義と同様であること。(昭 55.11.25 基発 648)